平成２５年（フ）第２１１号
北海道旭川市永山９条８丁目４番22号　アイランドハイツ永山105号室
債務者　藤村　直人
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１７号
北海道旭川市永山北２条11丁目26番地の９　レオパレスイーズ旭川101
債務者　岩本　　睦
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１８号
北海道旭川市豊岡６条３丁目６番16号
債務者　細貝　一信
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１９号
北海道富良野市春日町11番22号　グリーンハイツＣ―205
債務者　溝口　勝彦
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２１号
北海道旭川市川端町３条７丁目１番17号
債務者　金子　俊満
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２４号
北海道旭川市末広１条10丁目３番26号
債務者　早坂　郁子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１０７号
横浜市緑区鴨居２丁目29番11号
債務者　村岡　睦子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１３７号
横浜市港北区鳥山町456番地１　ヒールドビル203
債務者　末永　勝美
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１８７号
横浜市旭区万騎が原32番地１　１―410号
債務者　尾花美津子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２８５号
神奈川県大和市南林間１丁目13番３号　コーポ南林間２―12
債務者　木村　三夫
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２０号
東京都立川市曙町３丁目27番28号
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２４年（フ）第４９０号
埼玉県飯能市美杉台４丁目28番地４
破産者　和田　富美
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１９６７号
名古屋市天白区八事山215番地
破産者　株式会社愛研
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７１号
金沢市東蚊爪町ラ52番地１、従前の本店所在地金沢市大河端町西109番地
破産者　清正工業株式会社
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２４号
香川県高松市瓦町１丁目13番地の７
破産者　有限会社田山花店
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１０号
福岡県田川市大字伊田4978番地
破産者　早瀬　奈美
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　すべての破産債権者は平成25年３月11日までに債権届出をしないので、職権により終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部